

決議 X.16

湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスの枠組み

1. 『ラムサールハンドブック』第15巻（第3版、2007年）にまとめられた湿地の生態学的特徴の変化に対応するための諸側面を含め、湿地の保全と賢明な利用を実施する締約国の助けとなるように、科学技術検討委員会（STRP）が準備した一連の技術的・科学的なガイドラインその他の資料を**認識し**、
2. 第9回締約国会議（COP9）がSTRPに対して、決議IX.2付属書1に述べられた緊急優先課題及び最優先課題に焦点をあて、締約国がCOP10の場で議論するためのさらなる助言と手引きを準備するよう指示したことに**留意し**、
3. STRPに対して、2006–2008年の3年間の最優先活動の一環として本決議に付属している手引きを準備し、また、COP10 DOC. 26に提示されている本課題の背景情報を準備したことに**感謝し**、

締約国会議は、

4. 本決議付属書にて提供されている「湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスの枠組み」を**歓迎し**、締約国に対して、同枠組みを、既存の地域イニシアティブ及び約束の枠組み及び持続可能な開発の文脈の中で、必要に応じて各国の条件や状況に**適応させ**、適切に有効活用するよう**要請する**。
5. この枠組みの一部は、ラムサール条約湿地に限定されたプロセスに関するものであるが、その一方で、この枠組みのその他の側面は、湿地の賢明な利用の実現に向けた貢献として、生態学的特徴を維持するために管理が行われているあらゆる湿地に対しても、同様に十分活用できることを**認識する**。
6. 締約国に対して、ラムサール条約湿地及びその他の湿地の生態学的特徴を維持する責任を有する利害関係者、とりわけ湿地管理者、政府省庁、水及び流域管理機関、NGOならびに市民社会に、この枠組みを周知させることを**要請し**、締約国に対して、これらの利害関係者が、生態学的特徴の維持を通じた湿地の賢明な利用の実現に関連する政策決定と活動を行う際に、『ラムサールハンドブック』の「ツールキット」と併せて、この枠組みを取り入れるよう奨励することを**重ねて要請する**。
7. 科学技術検討委員会に対して、2009–2012年の作業計画に以下の課題を含むよう**指示する**。
 - i) 第3条2項と本決議付属書内の手引きを踏まえて、本決議の付属書として提供する枠組みを活用する際の、以下を含む諸側面に対する手引きを作成する。
 - a) 湿地の自然変動範囲の定義に関する手引きを含む「変化の許容限界」
 - b) 第3条2項に則した変化の「おそれ」がある場合の、信頼限界と可能性の度合いの決定
 - c) ラムサール条約の予防的アプローチの適用
 - ii) 湿地の面積及び価値の喪失の軽減と代償措置に関する手引きを、「湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスの枠組み」に関する

- . 16 を踏まえて、「ノーネットロス」原則や「緊急な国家的利益」の検証の実施、さらに第2条5項と第4条2項かつ／あるいは決議VII. 24 に関連するその他の側面に関して入手し得た情報から学んだ教訓を盛り込み、作成する。
 - iii) 喪失または劣化した湿地の再生及び回復に関するラムサール条約の既存の手引きを更新し、拡大するための提案を、「湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスの枠組み」に関する決議X. 16 を踏まえて、ラムサール条約のその他のツールや手引き、例えば気候変動や生態系システムの経済的価値に関するものとの優先順位付けや関連付けに対するアプローチを盛り込み、準備する。
 - iv) 締約国が湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスを定期的に評価するため、WWF 及び世界銀行その他が開発し「管理効力追跡ツール」(METT) を、どのように利用できるかについての手引きを準備する。
8. ラムサール条約事務局に対して、『ラムサールハンドブック』の改正及び更新などの方法により、本決議付属書の枠組みを広く普及させるよう**指示する**。

付属書

湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセスの枠組み

はじめに

1. この枠組みは、決議VIII.8（2002年）「湿地の現状及び傾向の評価と報告、並びに条約第3条2項の実施」にある段落17「STRPに対してはまた、報告すべき変化の規模や、湿地が重要である理由、設定された保全目標に関する項目を含むような、生態学的特徴の変化を発見し、報告し、対応するための全般的な手順に関するガイダンスを準備するよう同じく要請し、締約国にはそれまで予防原則にのっとり取組みを実施するよう奨励する」の、締約国からの要望に応じて、ラムサール条約の科学技術検討委員会が作成した。
2. この要望はまた、STRPの「2006－2008年の作業計画」（決議IX.2付属書）にも課題（課題54）として盛り込まれていた。
3. 湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応のプロセス全般を明確に理解することの必要性の根拠となっているのは、主に、以下の条約第3条2項である。

『各締約国は、その領域内にあり、かつ登録簿に掲げられている湿地の生態学的特徴が技術の発達、汚染その他の人為的干渉の結果、既に変化しており、変化しつつあり又は変化するおそれがある場合には、これらの変化に関する情報をできる限り早期に入手することができるような措置をとる。これらの変化に関する情報は、遅滞なく、第8条に規定する事務局の任務について責任を有する機関又は政府に通報する』

4. 現在の枠組みは、湿地の生態学的特徴の維持に関わる全てのプロセスへの包括的な手引きを提供することを目的としており、また、決議X.15「湿地の生態学的特徴の記述と中核湿地目録に必要なデータとフォーマット：調和された科学的技術的手引き」の条約の手引きは、本枠組みの中で特定されているプロセスのもう一つの主要部分として、本枠組みを補完するものである。
5. 本枠組みの手引きは、この課題に関するラムサール体制の全体的な体系または『構造』、異なる要素（検知、報告、対応）を組み合わせる方法、並びに締約国その他関係者が条約の規約に沿った実施を進めようとする場合にとらなければならないプロセスについて、新たな助言を与えようと作成された。
6. 本枠組みを本手引きに添付する一連のフローチャートに提示する。それらは以下の通りである。
 - A) ラムサール条約湿地の、湿地の生態学的特徴の変化を検知、報告、対応する手順を示した4つのフローチャートの概要
 - B) 『フローチャート1』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の変化の検知
 - C) 『フローチャート2』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の、人為的なマイナスの変化の報告及び対応

- D) 『フローチャート 3』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴における自然的変化、プラスの変化及び無変化の報告
- E) 『フローチャート 4』：湿地の生態学的特徴の変化の締約国会議への報告と検討
7. 各フローチャートは、各プロセスのステップを特定し、どこで次のステップに関する決定を下す必要があるかを特定し、また誰（湿地管理者、「担当政府機関」、ラムサール事務局、STRP、常設委員会、または COP）がステップの実行及び意思決定を担うべきかを特定している。
8. また、本枠組みは、「ラムサール条約が必要とするデータと情報の枠組み」（決議 X.14）全体の各側面を実施するにあたって、データや情報の流れに関する補足手引きの一例となるものであり、決議 X.14 では、ラムサール条約の新『ラムサール条約 2009–2015 年 戦略計画』（決議 X.1）の戦略 2.4（「ラムサール条約湿地の生態学的特徴」）及び戦略 2.6（「ラムサール条約湿地の現状」）にも触れている。
9. 本枠組みの手引きは、国際的に重要な湿地として登録されている湿地（ラムサール条約湿地）の、生態学的特徴の維持とそうした特徴の変化に関わる課題に取り組むことを目的としているが、その一方で、条約文第 3 条 1 項に書かれている『締約国は、……その領域内の湿地をできる限り適正に利用することを促進するため、計画を作成し、実施する』という賢明な利用の面においては、特に、COP9 決議 IX.1 付属書 A で、賢明な利用の概念と生態学的特徴とを関連付けていることから、この手引きはあらゆる湿地に同様に应用することができる。『賢明な利用』は現在以下のように定義されている。
- 湿地の賢明な利用とは、持続可能な開発の考え方に立って、エコシステムアプローチの実施を通じて、その生態学的特徴の維持を達成することである。
10. 湿地の生態学的特徴の変化の検知、報告、対応の枠組みのさまざまな側面のための手引きは、過去の幾度かの締約国会議の会合で採択され、2007 年にはその大半が『ラムサールハンドブック』第 15 巻（第 3 版、2007 年）「生態学的特徴の変化への対応」として一冊にまとめられている。また、これらの課題に関連した、条約の履行に際するその他の側面（特に、管理計画策定及び評価ツール）についての手引きは、『ラムサールハンドブック』（第 3 版）のその他の巻にて提供されている。
11. フローチャート 1~3 の各側面の適用に関して、それぞれに対応するハンドブック内の手引きの項目を示した要約ガイドを以下に掲載する。また、本表には、この他にも COP10 で採択を検討している関連手引きも記載されている。

『フローチャート 1』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の変化の検知
HBx = 『ラムサールハンドブック』第 x 巻（第 3 版）

フローチャート内のステップ	利用可能な手引き
- 生態学的特徴を記述する	決議 X.15. 「湿地の生態学的特徴の記述と中核湿地目録に必要なデータとフォーマット：調和された科学的技術的手引き」 HB16 「湿地の管理」、第 B 節
- 生態学的特徴の維持管理目標を定義する	HB16 第 C 節

- 管理計画を策定する - 管理計画を実施する	
- 生態学的特徴をモニタリングする	HB16 第 D、E 節 HB11 「目録、評価及びモニタリング」、第 V 節及び添付文書

『フローチャート 2』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の、人為的なマイナスの変化の報告及び対応 HBx = 『ラムサールハンドブック』第 x 巻（第 3 版）

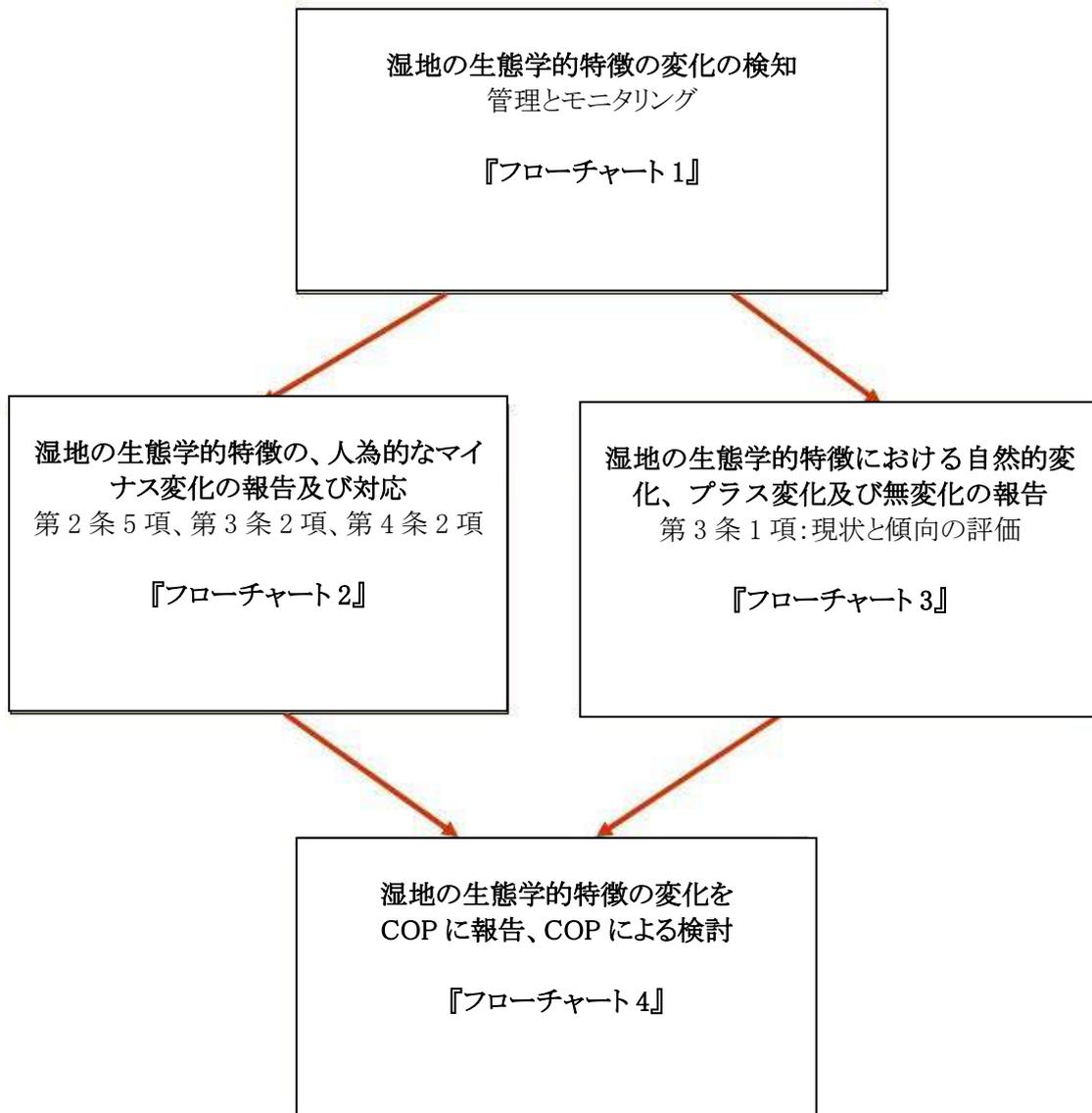
フローチャート内のステップ	利用可能な手引き
- 生態学的特徴の、人為的に引き起こされたマイナスの変化、または変化のおそれが検知された	HB15 「生態学的特徴における変化への対処」、第 B、D 節、添付文書
- 第 3 条 2 項に基づく報告	HB15 第 B 節；決議 X.15. 「湿地の生態学的特徴の記述と中核湿地目録に必要なデータとフォーマット：調和された科学的技術的手引き」
- 緊急な国家的利益（第 2 条 5 項）の行使	HB15 第 D 節
- 代償措置をとる	HB15 第 G 節
- モントルーレコードに記載する	HB15 第 C 節
- 喪失を回復する	HB15 第 F 節

『フローチャート 3』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴における自然的変化、プラスの変化及び無変化の報告 HBx = 『ラムサールハンドブック』第 x 巻（第 3 版）

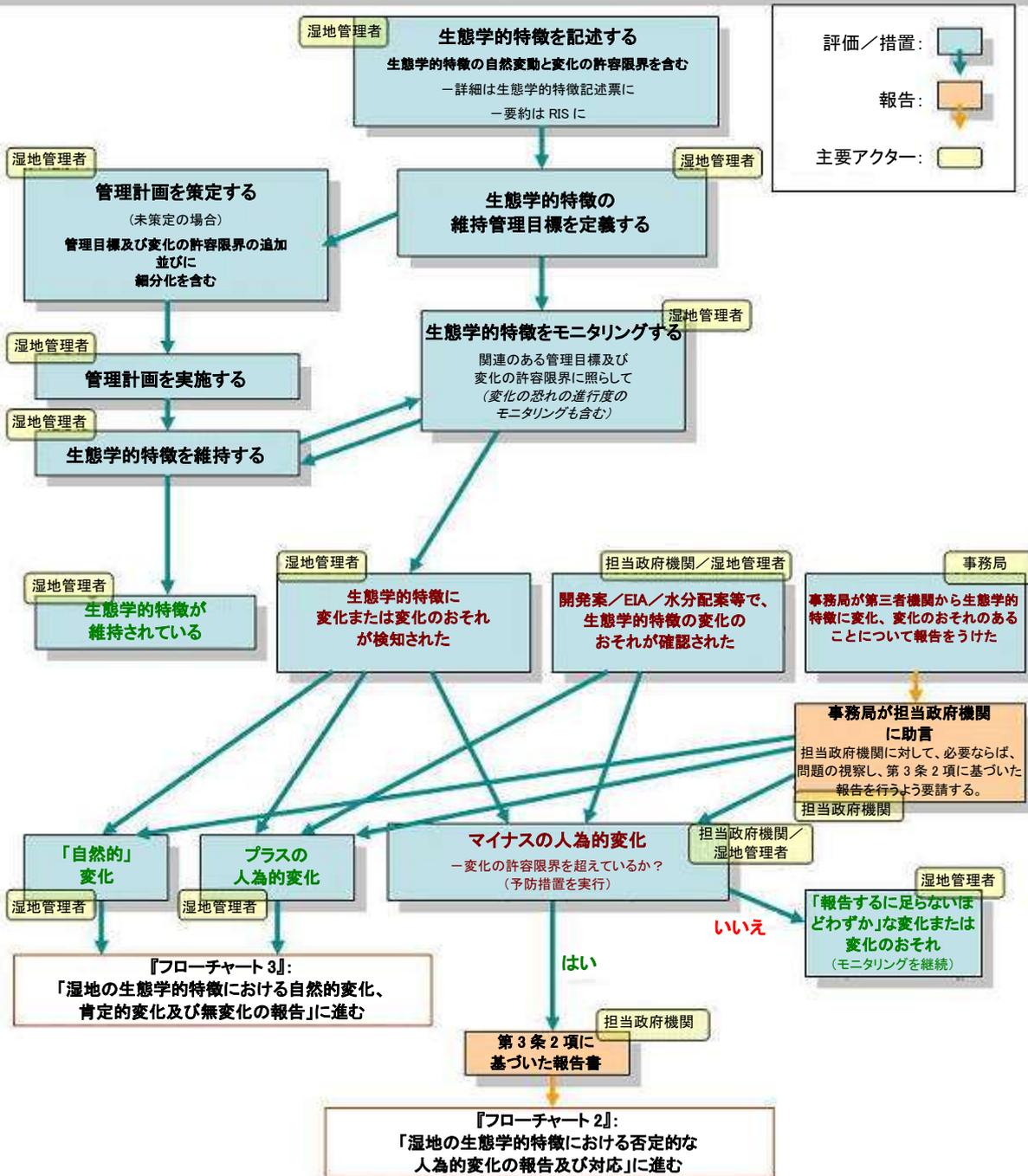
フローチャート内のステップ	利用可能な手引き
- 報告： - 「自然的変化」 - プラスの人為的变化 - 生態学的特徴が維持されている	HB11 「目録、評価及びモニタリング」、第 V 節（指標の評価）、 決議 IX.1 付属書 D、 HB14 「ラムサール条約湿地の登録」、第 II 節（目標 4.1）

添付文書

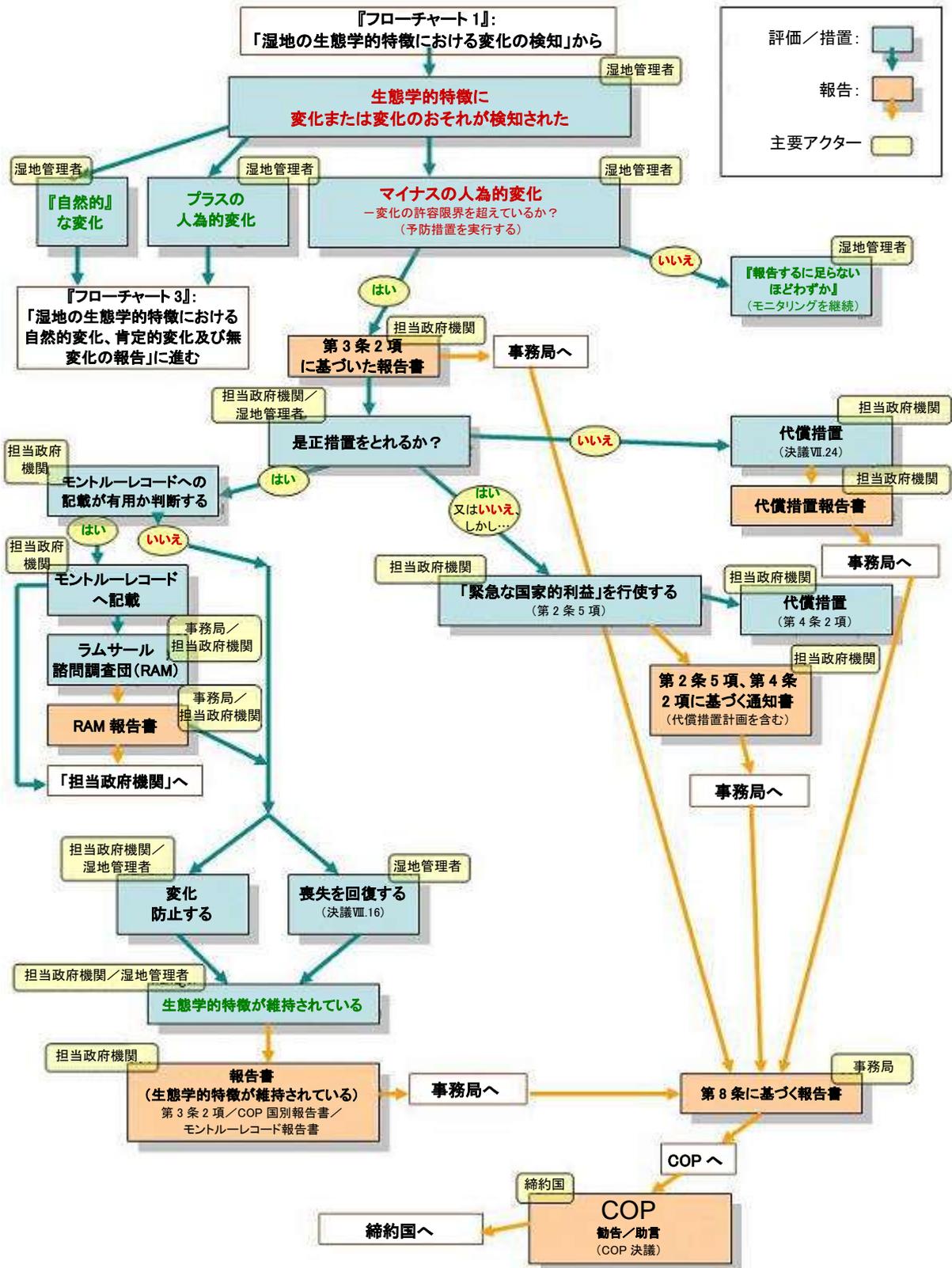
A. ラムサール条約湿地の、湿地の生態学的特徴の変化を検知、報告、対応する手順を示した4つのフローチャートの概要



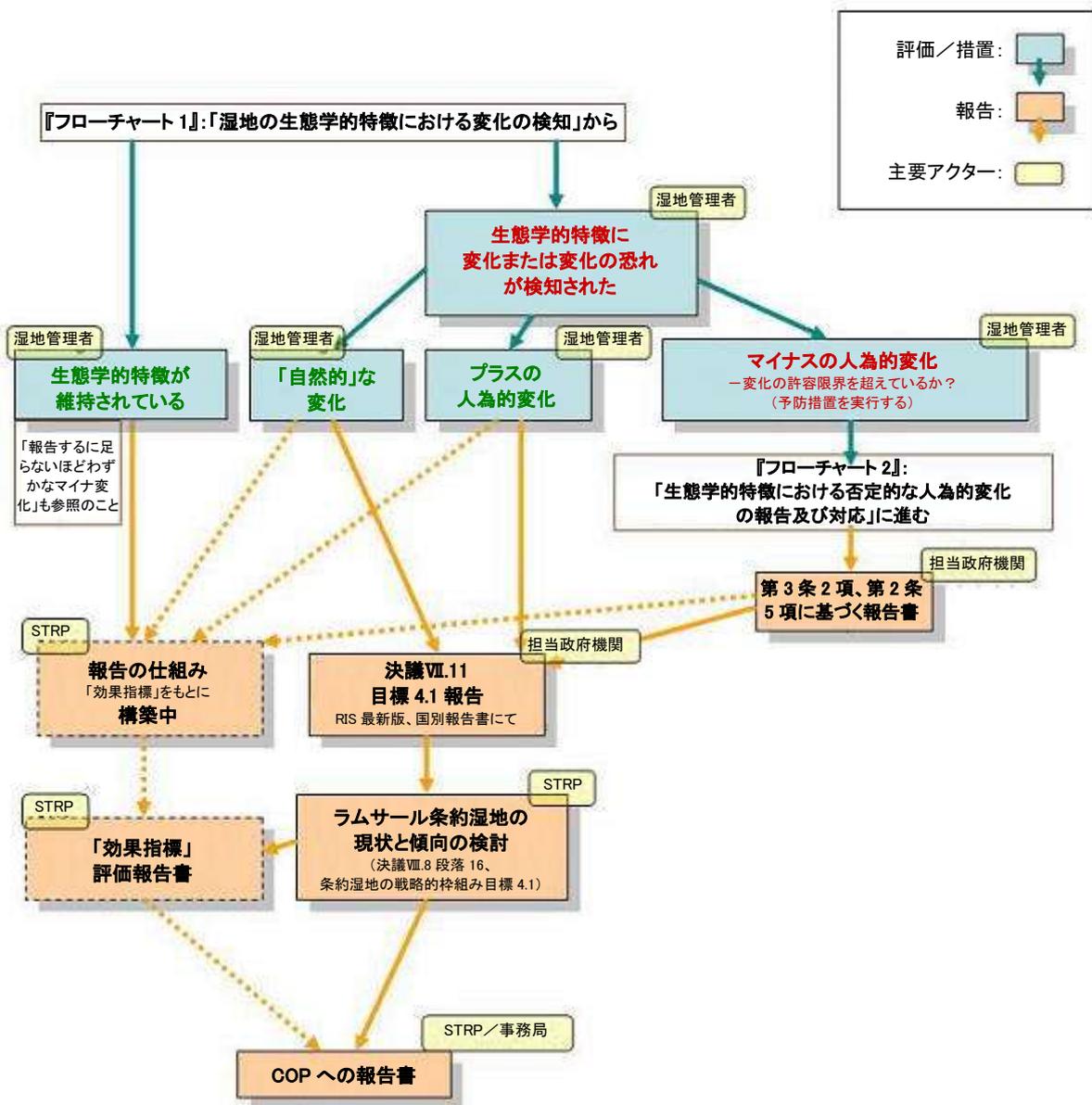
B. 『フローチャート 1』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の変化の検知



C. 『フローチャート 2』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴の、人為的なマイナスの変化の報告及び対応



D. 『フローチャート 3』：ラムサール条約湿地における生態学的特徴における自然的変化、プラスの変化及び無変化の報告



E. 『フローチャート 4』：湿地の生態学的特徴の変化の締約国会議への報告と検討

